

# 亀岡市中学校選択制デリバリー弁当提供業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目 的

本要領は「亀岡市中学校選択制デリバリー弁当提供業務」に係る協定の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

## 2 業務概要

- (1) 業 務 名 亀岡市中学校選択制デリバリー弁当提供業務
- (2) 業務内容 別紙「亀岡市中学校選択制デリバリー弁当提供業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 業務場所 亀岡市内一円
- (4) 業務期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで  
なお、本件は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があります。
- (5) 提供価格 弁当の価格は350円（消費税及び地方消費税込）を上限に提案を受け付ける。また、大盛り価格は30円（消費税及び地方消費税込）の加算を上限に、おかずのみ価格は下限なしで提案を受け付ける。

## 3 実施形式 公募型

## 4 日 程

- 令和3年12月17日（金） 公募開始
  - 令和3年12月23日（木） 質問締切
  - 令和4年12月27日（月） 質問に対する回答
  - 令和4年1月7日（金） 参加申込書の提出期限
  - 令和4年1月13日（木） 資格確認結果送付
  - 令和4年1月20日（木） 企画提案書の提出期限
  - 令和4年1月26日（水） プレゼンテーション審査 ※前後する可能性あり
- ※プレゼンテーション審査日に関しては、資格確認結果送付時に通知します。

## 5 参加資格

- (1) 国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。  
ア 公募型プロポーザル方式にあつては、公告から協定締結日まで
- (2) 京都府内又は近隣府県に本社又は事業所を持っていること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
  - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 業務一括再委託しない者。
- (8) 営業開始日から公募公告日時点で 5 年を経過している者。
- (9) 営業開始に関し、官公庁の許可若しくは認可を得ている者又は業務上必要とする届出等を行っている者。
- (10) 5 年以内に食中毒などの事故を起こし、行政処分を受けていないこと。
- (11) 栄養士・調理師免許を有するものを必ず配置していること。
- (12) 調理従事者の腸内細菌検査（赤痢菌・サルモネラ・腸管出血性大腸菌等）を毎月実施していること。
- (13) 製造、配送、受け渡しの各段階で適切な温度管理、衛生管理が図られ、弁当の安全性が確保されること。また、使用食材の入手経路を明らかにし、弁当は 2 週間分を必ず保存できること。
- (14) 万一の事故等に際しては、迅速かつ適切な対応が図られること（損害保険に加入しており、損害賠償に対応できること）。
- (15) 弁当を製造する施設の見学が可能であること。
- (16) インターネットへの接続環境があり、自社のホームページを持っていること。

## 6 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

プロポーザル参加申込書（様式1）

事業所概要（様式2）

業務実績書（様式3）

誓約書（様式4）

行政処分等調書（過去5年以内に営業上の行政処分や事故を起こした内容を記入すること）（様式5）

営業許可証の写し

衛生管理マニュアル

食中毒等対応マニュアル

損害保険証券の写し

亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し

※上記提出書類は、参加を希望する営業所について記載すること。

### (2) 部数 各1部

「亀岡市競争入札参加資格者でない場合」は、次の書類も合わせて提出してください。

（提出部数各1部）

(1) 法人にあつては、商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可）

(2) 個人にあつては、住民票等住所がわかる証明書

(3) 法人にあつては、本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）

(4) 個人にあつては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の2）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）

(5) 役員等調書（様式6）

(6) 支店・営業所の場合、本社の委任状

(7) 財務諸表等の写し（直近分）

(8) その他、条件により登録証明書（必要な資格の確認）

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(4) 提出場所 亀岡市役所4階学校教育課学事係

(5) 提出期限 令和4年1月7日（金）必着

## 7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

(1) 受付期間

令和3年12月23日(木)午後3時まで

(2) 受付方法

質問書(様式7)に記入の上、「17 事務局」まで電子メール又はFAXで提出すること。電話又は口頭による質問には応じない。提出後、事務局まで受信確認の電話をすること。

(3) 回答日・回答方法

令和3年12月27日(月)午後3時までに電子メールで回答する。

市ホームページにも質問及び回答内容を掲載する。

(4) 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査(評価)に関する質問は一切受け付けない。

8 企画提案書の提出方法

「6 参加申込の手続き」により参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

「9 企画提案書について」に記載のとおり

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(3) 提出先

「17 事務局」に記載のとおり

(4) 受付期間

令和4年1月20日(木)まで

※郵送の場合、必着。持参の場合、受付は平日の午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までを除く。)

9 企画提案書について

企画提案書は以下のとおりとする。

(1) 内容

ア 企画提案書表紙(様式8)

・正本には、会社名称、所在地、代表者名及び代表者印を記載押印すること。なお、副本には会社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。

イ 企画提案書

- ・様式は任意とするが、原則、文字の大きさは9ポイント以上、用紙はA4片面印刷を基本とし、A4を超えるものは折込でA4とすること。ただし、A3版は1ページとする。
- ・カラー、白黒印刷は問わない。
- ・50ページ以内とし、表紙、裏表紙目次をつけ、表紙、裏表紙、目次以外の各ページには下段中央にページ番号を付すこと。なお、表紙、裏表紙、目次はページ数に含まないものとする。
- ・使用言語は日本語とする。
- ・企画提案書各ページには、会社名称、社章、商標等、企業名が特定できる情報は記載しないこと。
- ・以下の項目番号に従って作成すること。なお、仕様書や以下に示していないアピールポイントがあれば項目を追加して提示すること。

1	会社情報	会社概要及び業務実績を記載すること。
2	衛生管理・安全対策	マニュアルの種類、社員研修、検査体制、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく、弁当の保管や原材料の商品情報の保管方法、緊急体制、リスク管理、認証等を記載すること。
3	献立等	献立作成の基本方針、使用食材、栄養表示・アレルギー表示の可否、弁当の献立例を記載すること。
4	予約・調理・配送等	予約及びキャンセルの可能時間、調理・盛付の人員体制、調理施設・整備、作業時間帯、配送方法、学校に持ち込み可能な保温機器等を記載すること。
5	利用率向上に向けた取り組み	弁当利用向上に向けた取り組みアピールポイントを記載すること。
6	弁当見本	実際に提供できる弁当の見本写真等
7	調理施設・調理作業	調理施設及び調理作業の写真等
8	追加提案	本市が要求している以外に、有効な機能や効果的な情報発信の方法などがあれば提示すること。

#### ウ 参考見積書

- ・様式自由。なお、金額は税込とし、限度額以下の金額とすること。また、提出の際には封入し割印をしておくこと。
- ・弁当提供価格（3種類、1食あたり価格）と配送費用（日額）を別々に算出すること。

#### エ 予定担当者調書（様式9）

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部

10 審 査

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、亀岡市プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。なお、参加者が 1 者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

(1) 日 時

資格確認結果通知時に別途通知する。

(2) 場 所

亀岡市役所

※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、WEB 会議システムによる実施を検討する場合がある。その場合、参加者と別途協議して決定する。

(3) 出 席 者

出席者は 3 名以内とする。

(4) 所要時間

60 分以内（準備 5 分、説明 40 分、質疑応答 10 分、片づけ 5 分）

(5) 内 容

説明は企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。

(6) 使用機器

- ・パソコン等は参加者が用意すること。
- ・電源、スクリーン、プロジェクター、延長コードは市で用意する。

11 企画提案者が 1 者の場合の取扱い

参加者が 1 者の場合は、選定委員において手続きを継続するのか又は参加資格等を見直して再公告をするのかを協議し決定する。

12 選定、非選定結果通知方法

候補者選定の後、参加者全員に対して選定又は非選定の結果及び総合点を通知する。

13 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得たものが複数の場合は、全体評価の項目で一番評価の高い者を候補者とする。なお、最高評価点を得たものが評価配

点合計の6割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

## (2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から協定を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

## 14 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の協定交渉を行う。なお、下記のいずれかに該当し、その者と協定が締結できない場合、次点者と協定交渉を行うものとする。

- (1) 「5 参加資格」の要件に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 協定交渉が成立しないとき、又は候補者が本協定の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により協定の締結が不可能となったとき。

## 15 情報公開及び提供に関すること

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年条例第32号）に基づき公開する。

## 16 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申し込み（参加表明）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式10）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に亀岡市教育委員会の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等は返却しない。
- (6) 審査により選定された候補者は、業務にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、亀岡市教育委員会と協定を締結することとする。
- (7) 協定書に係る仕様書は、本市教育委員会が示した仕様書及び選定された提案に基づき、協定予定者と協議の上、決定することとする。
- (8) 亀岡市教育委員会は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

- (9) 亀岡市教育委員会は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
- ア 提出期限を過ぎて提出された場合
  - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
  - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
  - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (11) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けることはない。
- (13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

## 17 事務局

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市教育委員会学校教育課学事係

電話番号：0771-25-5053

FAX番号：0771-23-3100

電子メール：gakkou-shidou@city.kameoka.lg.jp